

# 令和4年7月1日から水道料金・下水道使用料を改定します



## 水道料金値上げのお知らせ

市の水道料金は、職員数の削減などの経営努力により、平成14年6月に値上げして以来、20年間維持してきました。

しかし、老朽化した水道施設の更新や耐震化などの災害対策が必要のため、令和4年7月1日から、水道料金の26%の値上げをお願いすることとなりました。ただし、コロナ禍を考慮し、令和6年3月末までは、官公署用を除き10%の値上げに抑えます。

### 値上げの主な理由

- ・人口減少に伴う水需要の減少による水道料金収益の減少
- ・老朽化した水道施設の更新や耐震化などの災害対策が急務

### これまでの経営努力

- ・職員数を平成14年度（前回料金改定時）27人 → 令和2年度14人に削減（△13人）
- ・借金の繰上償還により支払利息を約1億3千4百万円削減
- ・委託化の推進
- ・施設の統廃合を進める

これからも、経費の削減や災害に強い水道施設の更新に努めながら、水道事業の経営健全化を図ってまいりますので、水道をご使用の皆さまには、今回の値上げへのご理解をお願いします。



## 下水道使用料値上げのお知らせ

市では、三浦の海を清廉に保ち、快適な生活環境を確保するため、下水道を使用される皆さま（※）からいただいた使用料により汚水処理を実施してきました。

これまでも不断の経営努力を行ってきたところですが、人口減少の影響や、老朽化施設の定期的な点検・修繕費用などが増大するため、令和4年7月1日から、下水道使用料の4.4%の値上げをお願いすることとなりました。

これからも、経費の削減や計画的な下水道施設の点検・更新を行いながら、下水道事業の経営健全化を図ってまいりますので、下水道をご使用の皆さまには、今回の値上げへのご理解をお願いします。

（※）現在、南下浦町上宮田・菊名・金田、初声町下宮田地区の一部が公共下水道をご使用いただける地域となっております。

### 水道料金（2カ月） ※26%は現行料金からの改定率

令和4年7月～令和6年3月の10%改定と、令和6年4月～の26%改定の2段階の改定となります。

基本料金（2カ月で20㎡まで 税抜き）

用途区分	改定前 ～令和4年6月	改定後	
		令和4年7月～	令和6年4月～
一般用	2,140円	2,360円	2,700円
別荘用	10,000円	11,000円	12,600円
業務用	4,280円	4,700円	5,400円
寮・保養所用	44,000円	48,400円	55,440円
公衆浴場用	1,880円	2,060円	2,360円
官公署用	7,300円	9,200円	9,200円
工事用	11,560円	12,720円	14,560円

従量料金（20㎡を超えた部分〔1㎡当たり〕 税抜き）

用途区分	従量区分 (㎡)	改定前 ～令和4年6月	改定後	
			令和4年7月～	令和6年4月～
一般用	21～40	176円	194円	222円
	41～60	201円	221円	253円
	61～80	233円	256円	294円
	81～100	251円	276円	316円
	101～200	270円	297円	340円
	201～400	289円	318円	364円
別荘用	401～600	308円	339円	388円
	601～1,000	327円	360円	412円
	1,001～2,000	346円	381円	436円
業務量	2,001～	365円	402円	460円
	寮・保養所用	21～	145円	160円
公衆浴場用	21～	365円	460円	460円
官公署用	21～	578円	636円	728円
工事用	21～			

### 日割り計算について

改定後の水道料金は、令和4年7月1日（令和6年4月1日）から適用しますので、使用期間が当該日をまたがる場合は、新旧料金を使用日数に応じて日割りで計算します。

### 下水道使用料（2カ月）

基本使用料（2カ月で20㎡まで 税抜き）

区分	改定前 ～令和4年6月	改定後 令和4年7月～
一般汚水	2,012円	2,100円
業務等汚水	4,024円	4,202円
公衆浴場等汚水	212円	222円

従量使用料（20㎡を超えた部分〔1㎡当たり〕 税抜き）

区分	従量区分 (㎡)	改定前 ～令和4年6月	改定後
			令和4年7月～
一般汚水及び業務等汚水	21～40	165円	172円
	41～60	189円	197円
	61～80	225円	235円
	81～100	260円	271円
	101～200	307円	321円
	201～400	331円	346円
公衆浴場等汚水	401～600	355円	371円
	601～	379円	396円
公衆浴場等汚水	21～	10円	10円

### 日割り計算について

改定後の下水道使用料は、水道料金と同様、新旧使用料を使用日数に応じて日割りで計算します。

### 改定による影響額 ※現行料金からの影響額

市モデルケースの場合（税込み）〔一般用 2カ月の使用水量・汚水排除量：32㎡〕

区分	月額	請求額（2カ月）	年額	
				水道料金
水道料金	10%改定後（令和4年7月～）	2,578円 （+239円）	5,156円 （+479円）	30,936円 （+2,874円）
	26%改定後（令和6年4月～）	2,950円 （+611円）	5,900円 （+1,223円）	35,400円 （+7,338円）
	下水道使用料	現行（～令和4年6月）	2,195円	4,391円
下水道使用料	4.4%改定後（令和4年7月～）	2,290円 （+95円）	4,580円 （+189円）	27,480円 （+1,134円）

※各家庭の水道使用量や汚水排除量によって影響額が変わります。なお、月額および年額は目安額です。

水道料金・下水道使用料の速算表（市ホームページ）

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/suido/eigyou/011001sokusanhyou10per.html>

インターネットから

三浦市 水道

または

三浦市 下水道

検索

でアクセス



問合せ

水道料金について 営業課（☎内線383）  
下水道使用料について 下水道課（☎内線263）